

日本国憲法について

長い休みになってしまっていますが、何かに興味を持って学ぶことが大切だと思います。そこで、6年生で習う日本国憲法について少しくわしく説明します。



憲法とは国の元となる法のことをいいます。つまり憲法とは「日本はこんな国ですよ」と決めたルールのことです。

人と人の関係でも誰か一人が大きな権力を持ってしまうと、その人は好き勝手なことをやってしまいます。一つの国でも国を支配している人だけが大きな力を持ってしまうと、そこに住む人のことを考えないで好き勝手なことをしてしまいます。

そこで、国が権力を自分の都合のいいように好き勝手しないように歯止めをかけ、その国に住む人々が豊かで平和に暮らすためにつくられたものが憲法です。

つまり憲法は国家権力の暴走から国民の自由を守っているという面があるので、反面、法律とは国が国民の権利をコントロールするためのものです。



日本国憲法の構造です。

前文と第一章から第十一章。全部で第百三条から構成されています。

前文では、憲法の三つの原則を述べている。

第一章では『天皇』について。

第二章では『戦争放棄』（戦争はしない）

第三章では『国民の権利及び義務』

第四章では『国会』

第五章では『内閣』

第六章では『司法』（裁判所のこと）

第七章では『財政』（国の税金の使い方）

第八章では『地方自治』（県市町の政治の仕方）

第九章では『改正』（憲法をかえる方法）

第十章では『最高法規』（日本での最高の法律である）

第十一章では『補則』

ちゃんと『三つの原則』『国会・内閣・裁判所』しっかり書かれています。では、これから少しくわしく見ていきます。ついてきますか？





「憲法の前文」は理解しやすく教科書P 13 上に書いてあります。読んでいて。

第一章 天皇の地位・国民主権

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意にもとづく。



大日本国帝国憲法では天皇の地位はどうだったか調べよう。

第二章戦争放棄（第九条）

第九条【戦争放棄】（ちょっと簡単に）

- 1 日本国民は、正義と秩序にたつ国際平和を心から願って、戦争と武力によるおどしや武力を使って国と国の争いを解決する手段としては永久にこれを放棄する。
- 2 この目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は持たない。また、国の交戦権は認めない。

前文とともに『平和主義』をかかげています。1931年から1945年まで中国・アメリカなどの国々と15年間戦い多くの犠牲者をお互いが出したことを反省し『二度と悲惨な戦争は繰り返さない』という強い決意のもとにこれをかかげました。

これは単に「日本は戦争をしません。だから、どこかの国が攻めてきたら助けてください。と言っているのではなく。』『日本は世界の平和のために積極的に行動する。』つまり、日本国民の平和と安全を守るためには、「世界の平和に向けて積極的に行動する」ことだと世界に訴えていると考えています。



あなたはどう思いますか。P 20、21を参考に考えましょう。

第三章 国民の権利及び義務

第十一条【基本的人権】

国民は、すべての生まれながらにして持っている基本的人権をおかされない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、おすことのできない永久の権利として、現在および将来の国民にあたえられる。

第十四条【法の下での平等】

- 1 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、考え方、性別、社会的身分また家柄により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない。

この憲法が出されてからも「人間らしく生きる権利」（基本的人権）が十分守られず『差別』を受けて生活をしてきた人々がいました。教科書では「部落差別」「アイヌの人々」「ハンセン病患者」「障害者の差別」「男女差別」などが例としてあげられています。この中からまた、この他にもいいので『差別』について調べましょう。



教科書P 18、19を参考にしましょう。

第四章 国会

第四十一条【国会の地位、立法権】 国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

第四十二条【両院制】 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。



国会で仕事をしている議員の方たちの写真です。よくテレビに出る人です。何人わかりますか

福島瑞穂 山本太郎 山口那津男 志位和夫
松井一郎 安倍晋三 枝野幸男 立花孝志
麻生太郎 玉木雄一郎



()



()



()



()



()



()



()



()



()



()

